

Title	ローカルコンテンツ政策とアンチダンピング政策の複合効果
Sub Title	Mixed effects of local content and anti-dumping policy
Author	藤田, 康範
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1997
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.90, No.2 (1997. 7) ,p.333(135)- 348(150)
JaLC DOI	10.14991/001.19970701-0135
Abstract	
Notes	小特集：直接投資の理論研究, 実証研究の新展開：(2)直接投資と通商政策
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19970701-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ローカルコンテンツ政策と アンチダンピング政策の複合効果

藤 田 康 範*

1. 序

1980年代後半以降の海外直接投資の活発化に伴って、投資受入国が、産業の保護・育成等の観点から、投資受入に際して様々な要求を行うようになってきている。そのような要求の一つがローカルコンテンツ要求である。ローカルコンテンツ要求とは、直接投資を行う企業に対して現地国産部品の使用を要求することであるが、近年では、他の政策手段と併用されるようになってきており、ローカルコンテンツ問題は新たな局面を迎えつつある。すなわち、ローカルコンテンツ要求が満足されない場合には、現地生産されていても、外国産と見なされ、輸入規制やダンピング課税の対象となる恐れが生じてきているのである。実際、日本製EPROM事件（1986年）、日本製3.5インチ・マイクロディスク事件（1989年）、日本製複写機事件（1987年）などが発生しており、「1996年版不公正貿易報告書」においてもローカルコンテンツ問題が注目されている。

本稿では、ローカルコンテンツ政策とアンチダンピング政策の複合効果について分析する。ローカルコンテンツの経済効果については、Grossman（1981）以来様々な研究が行われているが、他の政策手段との関連を考慮して論じられることは希有であった。ローカルコンテンツ政策と他の政策手段との複合効果を分析した研究としては、黄・若杉（1996）が先駆的である。黄・若杉（1996）はローカルコンテンツ政策と輸出自主規制との複合効果に着目し、外国からの輸入を輸出自主規制によって厳しく制限する場合には、現地部品調達の高割合を設定すると自国は高い経済厚生を得

* 本稿は、大道広教授の国際経済論演習を契機としてまとめられたものであり、平成8年12月の経済学会コンファレンスで報告された。報告をすすめて下さった大道広教授ならびに竹森俊平教授に感謝申し上げる。討論者の石川城太氏から頂いたコメントは有益であった。そのほか、コンファレンス参加者、特に伊藤元重、清野一治、白井義昌、柳川範行、若杉隆平の諸先生方からも貴重なコメントを頂いた。記して謝意を表したい。ただし、なお残る誤りや欠陥は全て筆者の責任に帰するものである。

ることができるが、外国からの輸入をある程度許容している時には、現地部品調達比率への要求を廃止することがかえって自国の経済厚生にとってプラスとなることを明らかにしている。本研究では、黄・若杉（1996）の問題意識を継承し、ローカルコンテンツ政策の経済効果をアンチダンピング政策との関連を考慮して分析する。EU法においても、一定割合以上の現地部品を利用していない現地産製品に対してアンチダンピング税を賦課することが認められている。EU法はWTO協定の文言に即していると言われているので、ローカルコンテンツ政策とアンチダンピング政策の複合効果について分析することは、WTO体制における直接投資のあり方を考える上でも重要であると思われる。

以下では、自国市場、外国市場、自国最終財生産者、外国最終財生産者、自国中間財生産者、外国中間財生産者から構成される国際経済を考え、ローカルコンテンツ政策とアンチダンピング政策の複合効果について考える。

ローカルコンテンツ政策とアンチダンピング政策とが併用されている場合には、ローカルコンテンツ要求水準の変化が自国の経済厚生に与える影響に不連続性があることや、外生的要因の変化が自国の経済厚生に与える影響が必ずしも一定方向とはならないことが明らかとなる。

以下では、まず第2節で基本モデルを構築し、第3節では、企業の戦略と獲得利潤との関係を明らかにする。続く第4節で、両国企業がローカルコンテンツ要求を選好する条件を導出し、その結果を踏まえて第5節で、ローカルコンテンツ要求の水準と自国の経済厚生水準との関係について考察する。最後に第6節で、本稿の結論を要約して展望を述べる。

2. 基本モデル

自国市場、外国市場、自国最終財生産者、外国最終財生産者、自国中間財生産者、外国中間財生産者から構成される国際経済を考える。本稿では、ローカルコンテンツ問題が顕在化しているEU諸国、アメリカ合衆国等を自国として想定する。自国最終財生産者と外国最終財生産者は、中間財を投入して生産活動を行い、生産量を戦略変数として、Cournot-Nash型数量競争に従事するものと仮定する。両国の最終財生産者が生産する財は同質である。外国最終財生産者の一部は直接投資の結果として自国に存在して生産・販売活動を行い、自国市場において自国最終財生産者と競合しているものとする。外国最終財生産者のそれ以外の部門は外国市場において独占状態にあると仮定する。また、外国最終財生産者が自国へ輸出することはないものと仮定する。この仮定は、自国での生産・販売費用が外国での生産・販売費用を下回ることを意味している。一方、自国最終財生産者は、外国市場へ輸出することなく、自国市場のみで販売するものとする。自国市場における自国最終財生産者の販売量を x 、自国市場における外国最終財生産者の販売量を y 、外国市場における外国最終財生産者の販売量を y^* と表記する。自国最終財生産者は自国市場にのみ販売するので、

自国市場における自国最終財生産者の販売量 x は自国最終財生産者の生産量に等しくなっている。

Richardson (1991) 等と同様に、両国の中間財生産者が生産する財は同質であるものとする。また、外国最終財生産者は外国産中間財および自国産中間財の双方を利用可能であるが、自国最終財生産者は自国産中間財のみを利用可能であるものとする。結論を明確化するために、外国産中間財の価格をゼロとする。自国産中間財の価格を p_m と表記する。両国最終財生産者は要素需要独占状態にあり、外国産中間財価格および自国産中間財価格を留保価格に抑えているものとする。以下では p_m は一定値であると仮定する。

自国政府が外国最終財生産者に対してローカルコンテンツ要求を行う場合には、外国最終財生産者は自国における財生産に際して、一定割合 θ 以上の自国産中間財を投入しなければならない。このローカルコンテンツ比率 θ は外国最終財生産者にとって所与の外生値であるものとする。本稿では、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服さない場合には、自国で生産していても外国産とみなされ、自国販売価格が外国販売価格を下回っているならば、外国最終財生産者に対してアンチダンピング税が賦課されるものとする。

自国政府が外国最終財生産者に賦課するアンチダンピング税は従量的であり、その水準は外国市場価格と自国市場価格との差を埋めるものであるものとする。外国市場価格が自国市場価格を下回るように外国最終財生産者が生産量を調整する場合、すなわち外国最終財生産者がダンピング認定回避行動をとる場合には、アンチダンピング税が賦課されないものとする。

以下では、自国市場における逆需要関数を $P(x+y) \equiv a - (x+y)$ 外国市場における逆需要関数を $P^*(y^*) \equiv a^* - y^*$ と表記する。アンチダンピング税は $P^* = P$ となるように賦課される。

3. 最終財生産者の戦略と獲得利潤

3.1. 外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服する場合の両国最終財生産者の獲得利潤

まず、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服しているものとし、その場合の両国最終財生産者の獲得利潤を導出する。外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服している場合には、外国最終財生産者の解くべき問題は

$$\text{Max}_{y, y^*} \pi_F(x, y, y^*) = (a - (x + y))y + (a^* - y^*)y^* - p_m \theta y \quad \text{given } x$$

と定式化され、利潤最大化の一階条件が

$$\frac{\partial \pi_F}{\partial y} = a - x - 2y - \theta p_m = 0 \quad (1)$$

$$\frac{\partial \pi_F}{\partial y^*} = a^* - 2y^* = 0 \quad (2)$$

となる。一方、自国最終財生産者の解くべき問題は

$$\text{Max}_x \pi_D(x, y) = (a - (x + y))x - p_m x \quad \text{given } y$$

であるので、利潤最大化の一階条件は

$$\frac{\partial \pi_D}{\partial x} = a - 2x - y - p_m = 0 \quad (3)$$

となる。

これらの (1) 式, (2) 式および (3) 式を x , y および y^* について解くことにより、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服する場合の自国最終財生産者の利潤 π_D^L , 外国最終財生産者の利潤 π_F^L が、それぞれ

$$\pi_D^L = \frac{1}{9} (a + (\theta - 2) p_m)^2 \quad (4)$$

$$\pi_F^L = \frac{1}{4} a^{*2} + \frac{1}{9} (a - (2\theta - 1) p_m)^2 \quad (5)$$

の水準に定まる。

3.2. 外国最終財生産者がダンピング認定回避を行う場合の両国最終財生産者の獲得利潤

次に、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服さず、ダンピング認定回避行動をとって対抗するものとし、その場合の両国最終財生産者の獲得利潤を導出する。この場合には、外国最終財生産者の解くべき問題は

$$\begin{aligned} \text{Max}_{y, y^*} \pi_F(x, y, y^*) &= (a - (x + y))y + (a^* - y^*)y^* \quad \text{given } x \\ \text{s.t. } a - (x + y) &\geq a^* - y^* \end{aligned}$$

と定式化される。制約を等号制約とすると、外国最終財生産者の解くべき問題は

$$\text{Max}_y \pi_F(x, y) = (a - (x + y))(x + 2y - a + a^*) \quad \text{given } x$$

に帰着し、利潤最大化の一階条件が

$$\frac{\partial \pi_F}{\partial y} = 3a - a^* - 3x - 4y = 0 \quad (6)$$

となる。一方、自国最終財生産者の解くべき問題は

$$\text{Max}_x \pi_D(x, y) = (a - (x + y))x - p_m x \quad \text{given } y$$

であるので、利潤最大化の一階条件は

$$\frac{\partial \pi_D}{\partial x} = a - 2x - y - p_m = 0 \quad (7)$$

である。

以上の (6) 式および (7) 式を x , y について解くことにより、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服さず、ダンピング認定回避行動をとって対抗する場合の自国最終財生産者の利潤 π_D^E 、外国最終財生産者の利潤 π_F^E が、それぞれ

$$\pi_D^E = \frac{1}{25} (a + a^* - 4p_m)^2 \quad (8)$$

$$\pi_F^E = \frac{2}{25} (a + a^* + p_m)^2 \quad (9)$$

の水準に定まる。

3.3. 外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服さずにアンチダンピング税賦課に服する場合の両国最終財生産者の獲得利潤

外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服さず、しかもダンピング認定回避行動をとらない場合には、外国最終財生産者の解くべき問題は

$$\text{Max}_{y, y^*} \pi_F(x, y, y^*) = (a - (x + y) - t)y + (a^* - y^*)y^* \quad \text{given } x$$

ただし、 $a - (x(t) + y(t)) = a^* - y^*(t)$

となり、利潤最大化の一階条件が

$$\frac{\partial \pi_F}{\partial y} = a - x - 2y - t = 0 \quad (10)$$

$$\frac{\partial \pi_F}{\partial y^*} = a^* - 2y^* = 0 \quad (11)$$

となる。一方、自国最終財生産者の解くべき問題は

$$\text{Max}_x \pi_D(x, y) = (a - (x + y))x - p_m x \quad \text{given } y$$

であるので、利潤最大化の一階条件は

$$\frac{\partial \pi_D}{\partial x} = a - 2x - y - p_m = 0 \quad (12)$$

となる。

これらの (10) 式、(11) 式および (12) 式を x , y および y^* について解くことにより、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服さず、しかもダンピング認定回避行動をとらない場合の

両国最終財生産者の生産量が求まり、自国最終財価格 P 、外国最終財価格 P^* がそれぞれ、

$$P = \frac{1}{3}(a + t + p_m), \quad P^* = \frac{a^*}{2}$$

の水準に定まる。

アンチダンピング税は、 $P = P^*$ となるように賦課されるので、その水準 t は

$$t = -a + 1.5a^* - p_m$$

となる。以下では、

$$-a + 1.5a^* - p_m > 0 \tag{13}$$

の成立を仮定し、アンチダンピング税水準が正であるものとする、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服さず、しかもダンピング認定回避行動をとらない場合の外国最終財生産者の利潤 π_F^A が、

$$\pi_F^A = \frac{1}{4}a^{*2} + (a - a^* + p_m)^2 \tag{14}$$

の水準に定まる。(13) 式の仮定、および

$$\sqrt{2}a + (\sqrt{2} - 2.5)a^* + \sqrt{2}p_m > 0 \tag{15}$$

の下で、 π_F^A は、上述の

$$\pi_F^E = \frac{2}{25}(a + a^* + p_m)^2$$

を下回るので、

Lemma 1 :

$$-a + 1.5a^* - p_m > 0 \quad \text{および}$$

$$\sqrt{2}a + (\sqrt{2} - 2.5)a^* + \sqrt{2}p_m > 0$$

の二式が成立する場合には、外国最終財生産者は、アンチダンピング税を賦課されるよりは、ダンピング認定回避行動をとることを選好する。

と結論づけられる。

以下の議論では、

$$-a + 1.5a^* - p_m > 0 \quad \text{および} \quad \sqrt{2}a + (\sqrt{2} - 2.5)a^* + \sqrt{2}p_m > 0$$

の二式の成立が前提とされる。

4. 外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求を選好する条件

本節では外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求を選好する条件を導出する。上述の Lemma 1 によって外国最終財生産者は、アンチダンピング税を賦課されるよりは、ダンピング認定回避行動をとることを選好することが示されているので、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服する場合とダンピング認定回避行動をとる場合とを比較すればよい。外国最終財生産者がダンピング認定回避行動よりもローカルコンテンツ要求を選好する条件は、

$$\pi_F^L \geq \pi_F^E$$

である。この関係に、前節で求めた π_F^L , π_F^E の値を代入することにより、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求を選好する条件が

$$\pi_F^L - \pi_F^E = \frac{1}{4}a^{*2} + \frac{1}{9}(a - 2\theta - 1)p_m^2 - \frac{2}{25}(a + a^* + p_m)^2 \geq 0 \quad (16)$$

となり、 θ , a , a^* , p_m がこの (16) 式を満足する場合にローカルコンテンツ要求が外国最終財生産者によって選好されることが分かる。

$$\frac{1}{4}a^{*2} + \frac{1}{9}(a - (2\theta - 1)p_m)^2 - \frac{2}{25}(a + a^* + p_m)^2 > 0$$

$$\iff \frac{1}{9}(a - (2\theta - 1)p_m)^2 \geq \frac{2}{25}(a + a^* + p_m)^2 - \frac{1}{4}a^{*2}$$

であるので、

$$f_1 \equiv \frac{1}{9}(a - (2\theta - 1)p_m)^2, \quad f_2 \equiv \frac{2}{25}(a + a^* + p_m)^2 - \frac{1}{4}a^{*2}$$

と定義すると、(16) 式が成立する θ の範囲は、 f_1 , f_2 を図 1 のように $\theta - f$ 平面上に描いた場合に f_1 が f_2 を上回る部分すなわち斜線部 $[0, \tilde{\theta}]$ で示される。

この図 1 より、

Lemma 2 :

- $\theta < \tilde{\theta}$ が成立する場合には、両国最終財生産者は、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服する下での Cournot-Nash 競争に従事し、
- $\theta > \tilde{\theta}$ が成立する場合には、両国最終財生産者は、外国最終財生産者がダンピング認定回避行動を取る下での Cournot-Nash 競争に従事する。

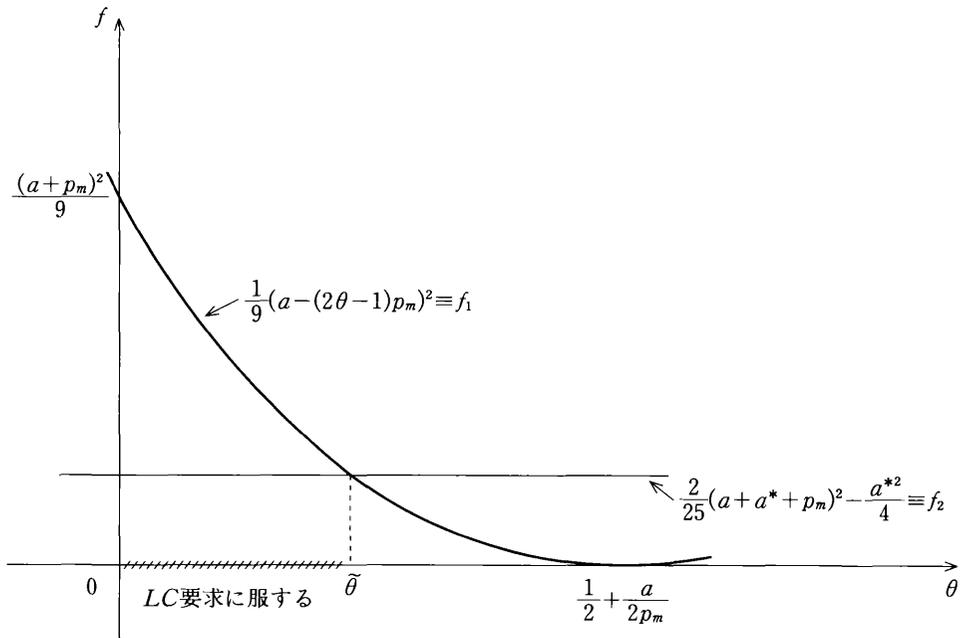


図1 ローカルコンテンツ要求がなされる θ の領域の導出

ということが理解される。

a^* の減少, p_m の増加が θ に及ぼす影響については, それぞれ図 2.1, 図 2.2 を描くことができる。

a^* の減少に伴って f_1 は不変であるが, f_2 は増加する。図 2.1 のように, a^* が減少する前の f_2 を点線, a^* が減少した後の f_2 を実線で表すと, a^* の減少に伴って, 外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服する下での Cournot-Nash 競争に両国最終生産者が従事する θ の範囲が $[0, \tilde{\theta}]$ から $[0, \hat{\theta}]$ へと減少する。

一方, p_m が増加した場合には, 図 2.2 のように, f_1, f_2 がそれぞれ, 点線から実線へとシフトし, その結果, 外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服する下での Cournot-Nash 競争に両国最終生産者が従事する θ の範囲が $[0, \tilde{\theta}]$ から $[0, \hat{\theta}]$ へと減少する。

これらの図 2.1 および図 2.2 より,

Lemma 3 :

- a^* の減少あるいは p_m の増加に伴って, 外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服する下での Cournot-Nash 競争に両国最終生産者が従事する θ の範囲が減少する。

ということが理解される。

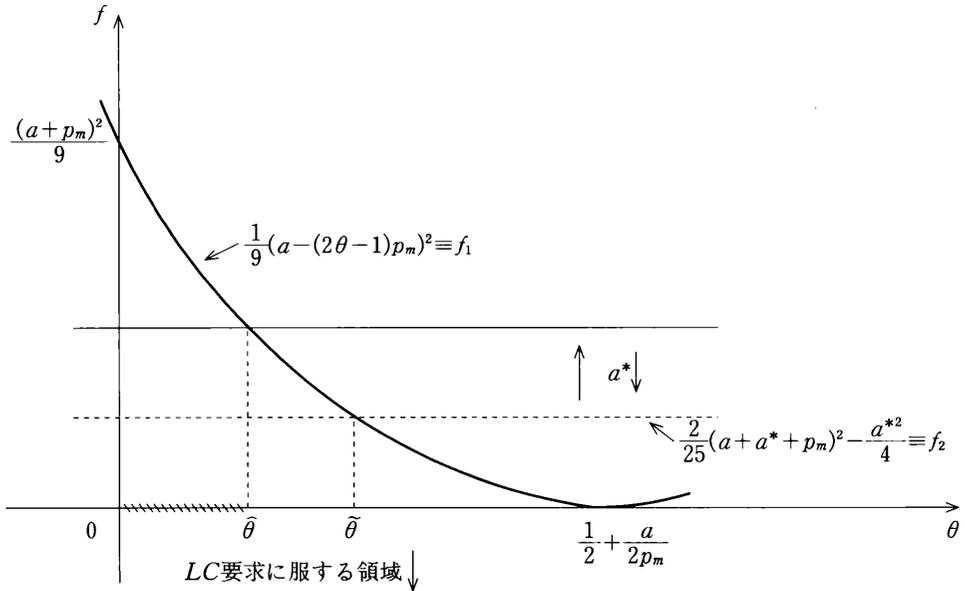


図 2.1 a^* の減少が $\tilde{\theta}$ に与える影響

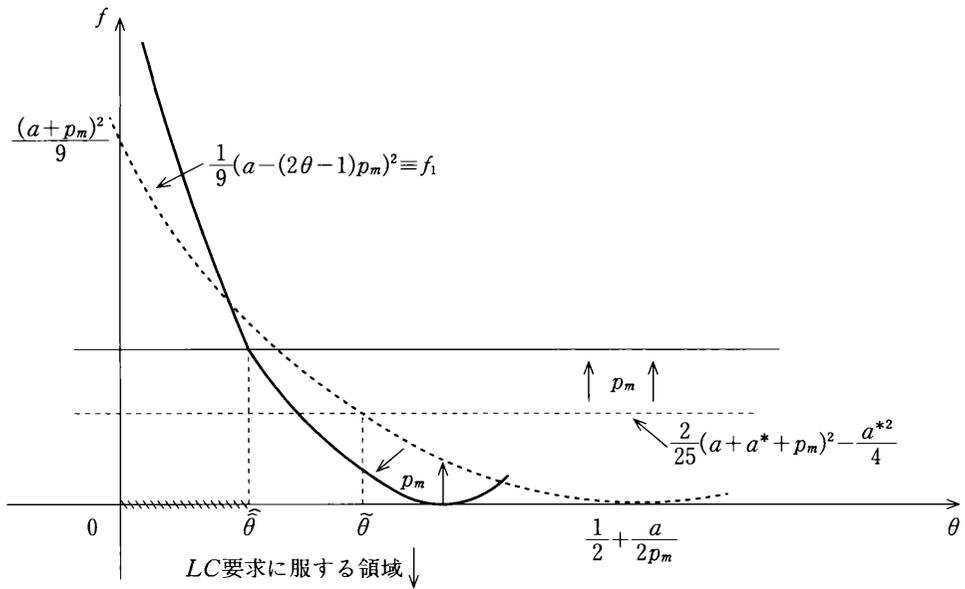


図 2.2 p_m の増加が $\tilde{\theta}$ に与える影響

5. ローカルコンテンツ要求水準と自国の経済厚生

以上を踏まえ、ローカルコンテンツ要求水準と自国の経済厚生との関係について考える。

自国の経済厚生は自国の消費者余剰および自国最終財生産者の利潤の総和と定義される。外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服している場合の自国の消費者余剰は $(2a - (\theta + 1)p_m)^2/18$ と算出され、また、上述のように自国最終財生産者の利潤は $(a + (\theta - 2)p_m)^2/9$ であるので、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服している場合の自国の経済厚生水準 W_D^L は、

$$\frac{1}{18} [(2a - (\theta + 1)p_m)^2 + 2(a + (\theta - 2)p_m)^2] \quad (17)$$

となる。一方、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服さず、ダンピング認定回避行動を行って対抗している場合の自国の消費者余剰は、 $(4a - a^* - p_m)^2/50$ と算出され、また、上述のように自国最終財生産者の利潤は $(a + a^* + p_m)^2/25$ であるので、この場合の自国の経済厚生水準 W_D^E は

$$\frac{1}{50} [(4a - a^* - p_m)^2 + 2(a + a^* + p_m)^2] \quad (18)$$

となる。

(17) 式および (18) 式より、

$$W_D^L - W_D^E = \frac{1}{450} (8a - 9a^* - (15\theta - 36)p_m)(-2a + 3a^* - (5\theta + 2)p_m)$$

という関係が導かれる。ここで、

$$-2a + 3a^* - 7p_m > 0 \quad \text{および} \quad 8a - 9a^* + 36p_m < 0 \quad (19)$$

の成立を仮定し、 $\theta \in [0, 1]$ の範囲で $W_D^L < W_D^E$ となるものとする、 W_D^L および W_D^E が θ の関数として図3の下の図のように描かれる。水平線、右下がりの曲線がそれぞれ W_D^E 、 W_D^L を表現している。

一方、Lemma 2 より、

- $\theta \leq \tilde{\theta}$ が成立する場合には、両国最終財生産者は、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服する下での Cournot-Nash 競争に従事し、
- $\theta > \tilde{\theta}$ が成立する場合には、両国最終財生産者は、外国最終財生産者がダンピング認定回避行動を取る下での Cournot-Nash 競争に従事する。

ということが示されているので、実現する自国の厚生水準 W_D が図3の実線で表現される。

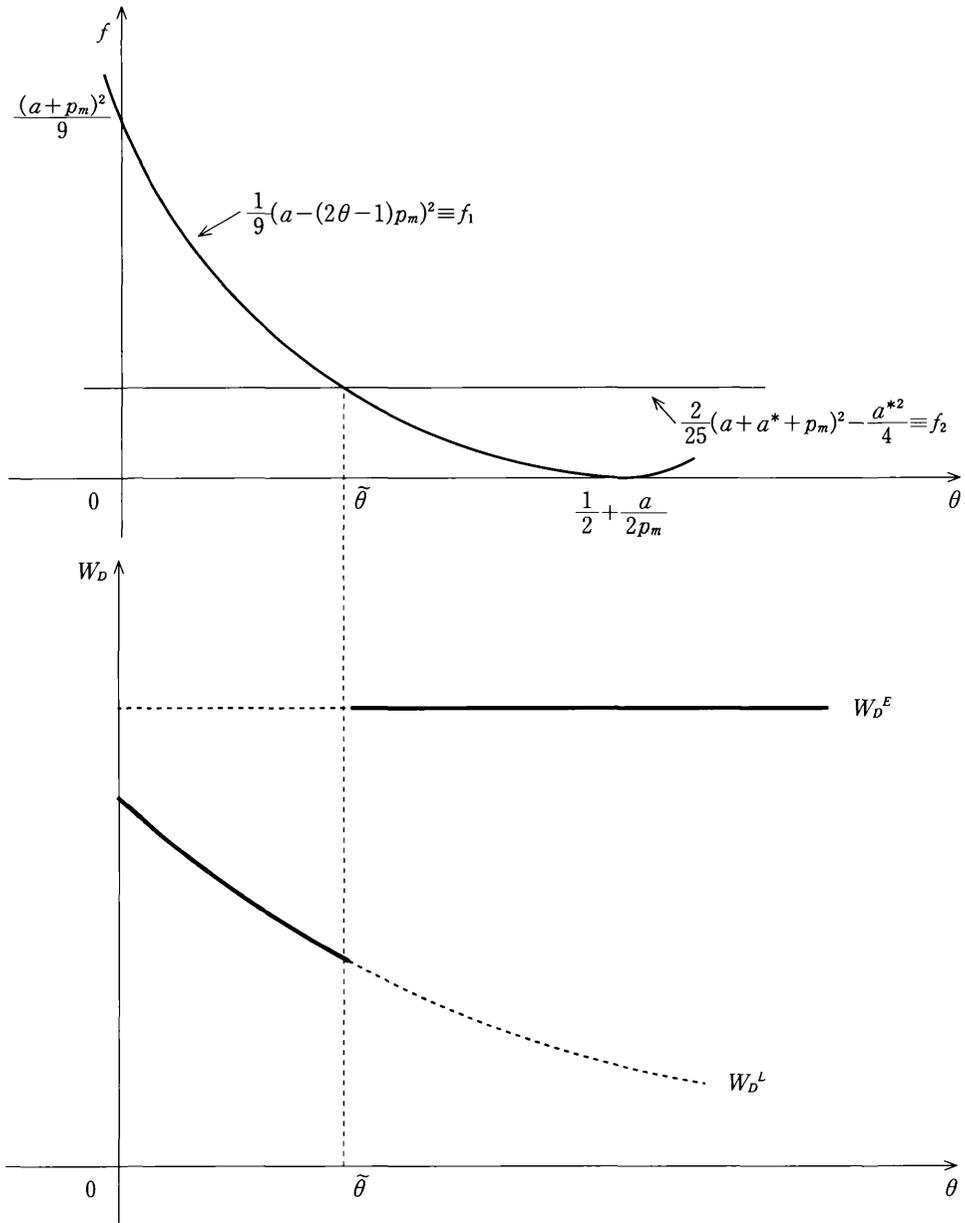


図3 W_D の導出

図3における上の図は図1と同一であり、下の図における水平線、右下がりの曲線はそれぞれ W_D^E 、 W_D^L を表現している。 $\theta \leq \tilde{\theta}$ においては W_D^E が実現し、 $\theta > \tilde{\theta}$ においては W_D^L が実現するので、実現する自国の厚生水準 W_D が実線となる。 $\theta = \tilde{\theta}$ において自国の厚生水準が不連続となっている点が特徴的である。

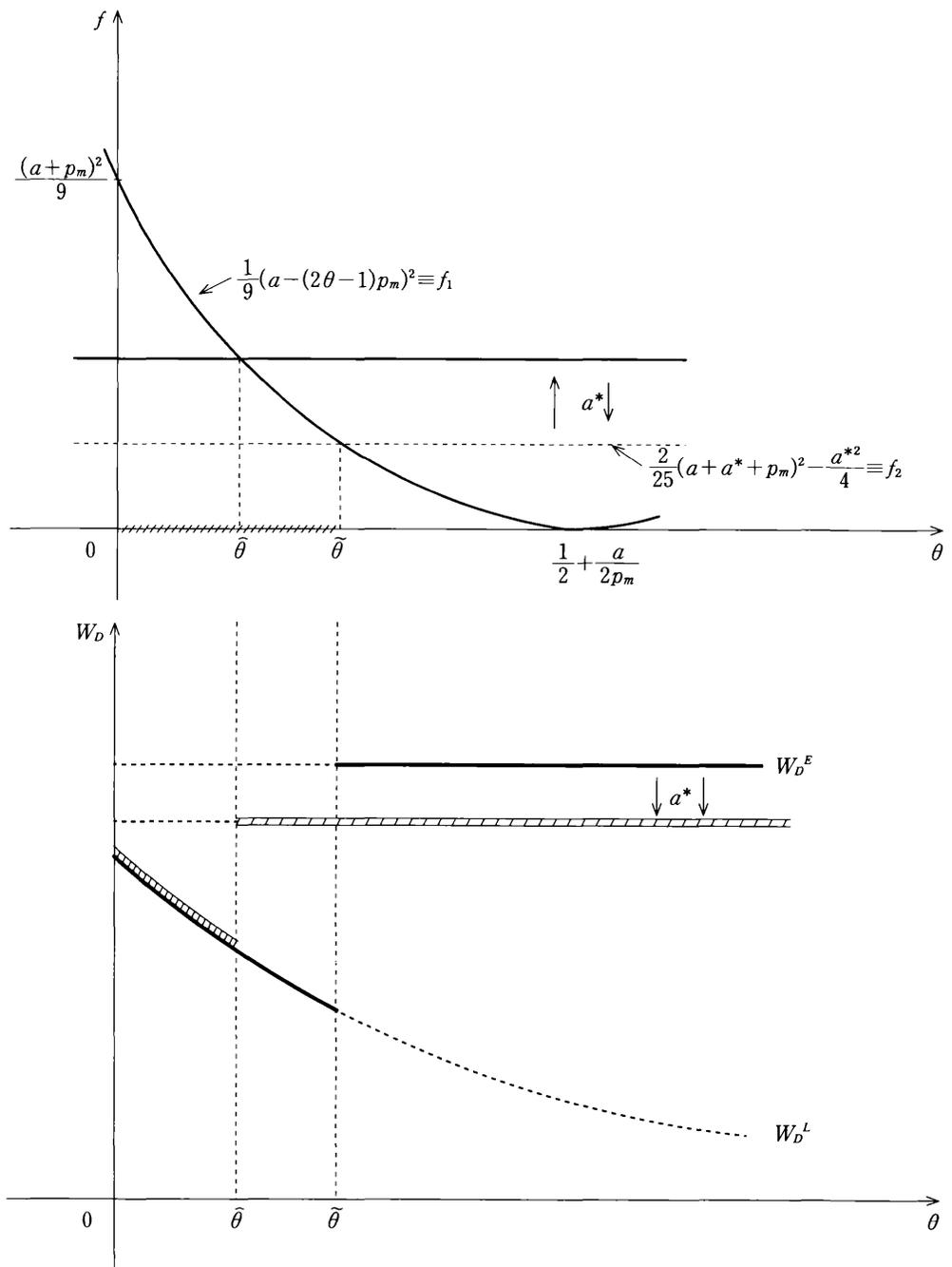


図 4.1 a^* の減少が W_D に与える影響

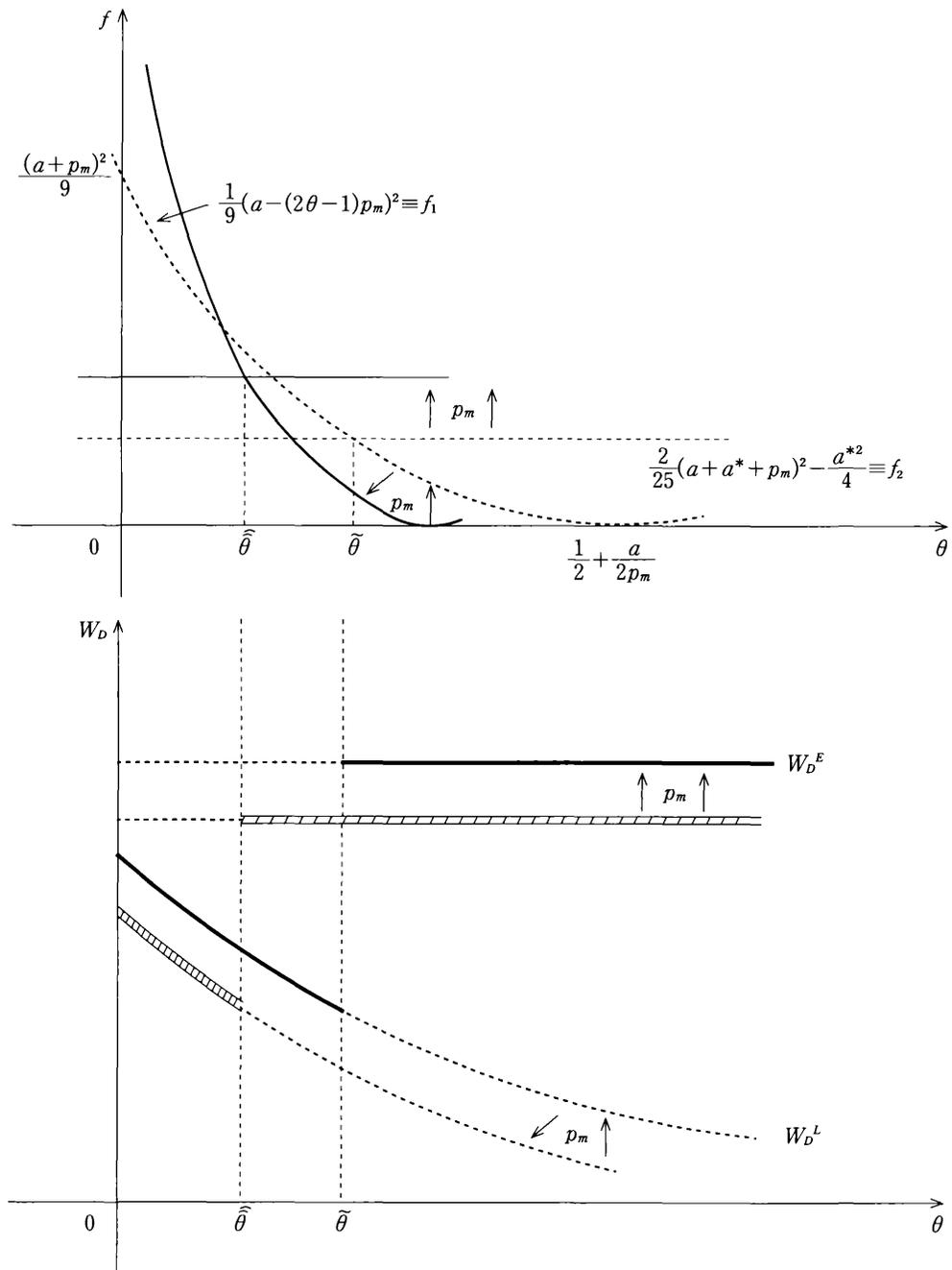


図 4.2 p_m の増加が W_D に与える影響

以上より、次の命題が導かれる。

命題 1 :

本国政府がローカルコンテンツ要求を強化すると、本国の経済厚生が当初は減少するが、臨界点を超えると急増して一定値に保たれる。

また、ここで、

a^* の減少あるいは p_m の増加に伴って、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服する下での Cournot-Nash 競争に両国最終生産者が従事する θ の範囲が減少する。

という Lemma 3 を想起することにより、 a^* の減少、 p_m の増加が本国の経済厚生に及ぼす影響をそれぞれ図 4.1、図 4.2 のように描くことができる。

図 4.1、図 4.2 の上の図はそれぞれ図 2.1、図 2.2 と同じであり、 a^* の減少、 p_m の増加に伴って、外国最終財生産者がローカルコンテンツ要求に服する下での Cournot-Nash 競争に両国最終生産者が従事する θ の範囲が $[0, \tilde{\theta}]$ からそれぞれ、 $[0, \hat{\theta}]$ 、 $[0, \hat{\hat{\theta}}]$ へと減少することが示されている。

図 4.1、図 4.2 の下の図は、そのような θ の減少と、 a^* の減少、 p_m の増加に伴う厚生水準そのものの変化を複合して、実現する厚生がどのように変化するのかを表したものである。 a^* が減少する前の本国の厚生水準、 a^* が減少した後の本国の厚生水準はそれぞれ、図 4.1 における実線、斜線で示されており、 p_m が増加する前の本国の厚生水準、 p_m が増加した後の本国の厚生水準はそれぞれ、図 4.2 における実線、斜線で示されている。

図 4.1 が示すように、外国市場の大きさと本国の経済厚生の関係について、

命題 2 :

ローカルコンテンツ要求水準が高い場合には、外国市場の縮小に伴って本国の経済厚生が減少するが、ローカルコンテンツ要求水準が低い場合には、外国市場の縮小に伴って本国の経済厚生が増加する。

という命題が成立し、図 4.2 が示すように、自国産中間財価格と本国の経済厚生の関係について

命題 3 :

ローカルコンテンツ要求水準が低い場合あるいは高い場合には、自国産中間財価格の増加に伴って本国の経済厚生が減少するが、ローカルコンテンツ要求水準が中間的である場合には、自国産中

間財価格の増加に伴って自国の厚生が増加する。

という命題が成立する。

これらの命題は、ローカルコンテンツ政策とアンチダンピング政策とが併用されている場合には、外生的要因の変化が自国の経済厚生に与える影響が必ずしも一定方向とはならないことを明らかにしている。

6. 結 び

本研究では、ローカルコンテンツ政策とアンチダンピング政策との複合効果について分析した。得られた結論は次のようにまとめられる。

- (1) ローカルコンテンツ要求水準を増加すると、自国の厚生が当初は減少するが、臨界点を超えると急増して一定値に保たれる。
- (2) ローカルコンテンツ要求水準が高い場合には、外国市場の縮小に伴って自国の経済厚生が減少するが、ローカルコンテンツ要求水準が低い場合には、外国市場の縮小に伴って自国の経済厚生が増加する。
- (3) ローカルコンテンツ要求水準が低い場合あるいは高い場合には、自国産中間財価格の増加に伴って自国の厚生が減少するが、ローカルコンテンツ要求水準が中間的である場合には自国産中間財価格の増加に伴って自国の厚生が増加する。

(1) の帰結は、ローカルコンテンツ政策とアンチダンピング政策とが併用されている場合には、ローカルコンテンツ要求水準の変化が自国の経済厚生に与える影響に不連続性があることを示しており、(2) および (3) の帰結は、外生的要因の変化が自国の経済厚生に与える影響が必ずしも一定方向とはならないことを示している。

外国最終財生産者が自国への直接投資と同時に輸出も行う場合などを考慮に入れた一般化については稿を改めて行いたいと考えている。

(経済学部専任講師)

参 考 文 献

黄雪峰・若杉隆平 1996 VER と LCR：貿易制限の複合効果 1996年度理論計量経済学会報告論文
1996年度版 不公正貿易報告書～WTO から見た主要国の貿易政策～ 通商産業省通商政策局編

- Grossman, G.M., 1981, The Theory of Domestic Content Protection and Content Preference, Quarterly Journal of Economics 96, 583-603.
- Richardson. M., 1991, The Effects of a Content Requirement on a Foreign Duopolist, Journal of International Economics 31, 143-155.